

浄瑠璃坂の討入（第二回）

（五）

興禪寺の法要に當りては、内藏丞氣色優れざる所ありて遅參す。到著したる内藏丞に、隼人侮辱の言辭を弄す。内藏丞顔色變じたれば、一觸即發の態に周圍心痛一方ならねど、如何ともするなかりしなり。

焼香終りたるや否や、内藏丞つひに脇差を抜く。

この時、内藏丞「忍びに忍びたる無念の恨み、思ひ知れよ」と叫びたりとの由。

隼人は武藝達人なれば素早く身を躲して逃る。切ッ先頬をかすめたるにとどまりたれど、血の噴き出づること甚だし。

隼人脇差を抜き合はず。内藏丞は左肩に深手を負ふ。

騒ぎを聞きて、次力の兵藤玄蕃駆けつけたり。兩手にて兩人を分けたれば、いづれも轉倒す。玄蕃は隼人を壓へついたり。

（六）

茲に駆け込みたるが内藏丞一子源八十一歳。蒼惶として内藏丞より脇差を挽ぎ取る。

次に隼人舍弟・主馬（主馬丞）。

主馬は内藏丞に刃を振り下さむとす。

玄蕃、隼人を壓へ付けてありしが、立ち上りて主馬を擲抛す。

（七）

隼人は薄手なりしが、内藏丞の傷は大事に及び、やうやくにして屋舎に辿り著くや割腹して果つ。

介錯は夏目外記正芳。内藏丞室（源八の母）の異腹の兄にて、筆頭家老夏目勘解由が息。

外記は玄蕃とともに仇討に至るまで源八に戮力して別心することなかりき。

重要なる地位

要路大官のかかる不祥事、幕府に届け出づるが定法なり。

江戸に於る

在府の昌能、老中に面談して「内談」の措置を覓む。刃傷ありしの儀は隠蔽するに由なかりけれど、死因は切腹にあらで破傷風なりしと上申して容認せらる。

さは、切腹したりとの儀ならば、鼻眞の隼人また喧嘩兩成敗とて切腹せしめざるを得ざるに到るを恐れて斯は虚言を弄せしとなむ察せらるる。

とはいひ條、資料によりて些か仔細に異なる所あり、内藏丞歿せしは二箇月の後なりと言ふもあり。

内藏丞切腹願ひを上申し、隼人にも切腹を仰せ付けられむことを願ひけるが認めらるる

に至らず、つひに許可を待たずに自裁せりとも傳へらる。

剩あまつせへ、昌能、刃傷の儀は、内藏丞矢庭やにはに切りつけ、隼人は之に應じたるのみなれば罪に問ふに該らずと斷を下せり。

江戸の代には、罪一族に及ぶこと尠せうならず。連坐の制といふ。

内藏丞家督は斷絶、源八は相續許さるるなく、宇都宮藩より追放せらるるに到る。

隼人は一旦お構ひなしと定められたるに藩内に異論噴出せるにより、昌能之に屈やむをえずし、不已得源八と同じく召し放ちとなる。源八、隼人、各々宇都宮より代人江戸上屋敷（鹽留）に出頭して其の沙汰を受く。

是ここに於、源八の代人と成りたる兩人は、後に源八に加擔するに至れり。

一は、法要の日に刃傷を阻みたる兵藤玄蕃、さは源八の血筋にはあらず。

今一人は、奥平傳藏伝。内藏丞の從弟にはあれど、隼人とは血縁なし。

いづれもいづれも、討入の日まで源八を見限るの儀なかりき。

上屋敷にて、沙汰言ひ渡さるるの日、玄蕃傳藏面を犯して主しゆうに異を立てたれば、昌義憤怒の餘り兩人に是又召し放ちを言ひ渡す。

(八)

偕、杉浦右衛門殉死の禁を破りたるの咎に就きては、奥平家は山形轉封を命ぜられ、且又2減封二萬石の憂目に遭ふ。時既に忠昌卒去しんじゆうきよより半年を経たりき。

公儀の御法度斯かくは峻烈なるに、昌義の改易を免れたるは一重に神君家康の玄孫あたに該れば罪一等を宥められたりけむ。

雖しかりといへども、八洲の大名小名、御連枝なりとも赦免せられざるを見て、震撼すること雷鳴に打たれたるが如く、爾後殉死は悉皆跡を絶ちて竟んぬ。

(九)

源八、同じ下野國宇都宮東南東バスにて二時間半の深澤じに立ち退き、金剛山法幢寺なる臨濟宗の寺に居を遷す。

豈吃驚せざらむ、行住坐臥を源八と偕ともにする者、士分の者のみにても十四人。それぞれ家來數名を伴ひければ、五十人を超ゆる一黨党なりき。皆人寺に入るを得たりや否や定かならず。

已而、昌能は江戸屋敷を出でて、宇都宮を経ずして山形へ向ふ。江戸より山形まで十日を要したりとの由。

(令和八年一月十五日受附)